

## 7 参考資料

### (1) 環境生活施策の推進に係る主な条例一覧

平成10年4月以降に施行（改正を含む）された環境生活部に関する主な条例です。

施策	条例の名称	制定の趣旨	施行年月日 (最終改正)	所管課
豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承				
自然環境及び生活環境の保全	北海道環境基本条例	環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	H8.10.14 (H21.3.31)	環境政策課
	北海道環境影響評価条例	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境影響評価が適切かつ円滑に行われることにより、その事業に係る良好な環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に資する。	H11.6.12 (H28.5.1)	環境政策課
	北海道公害防止条例	既に発生している公害を除去し、及び公害を未然に防止するための道の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もって道民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。	S61.1.12 (H21.3.31)	循環型社会推進課
	北海道公害紛争処理条例	公害紛争処理法に基づき、公害に係る紛争の処理に関し必要な事項を定める。	S45.11.1 (H21.3.31)	循環型社会推進課
	北海道スパイクタイヤ対策条例	将来にわたってスパイクタイヤを装着した自動車の運行によって舗装路面等が損耗されることに伴う粉じん等の発生が道民生活に影響を与えることのないよう、スパイクタイヤの使用によらない自動車交通を達成するため、道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、スパイクタイヤの使用の規制その他の措置を講ずることにより、道民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。	H1.10.23 (H21.12.15)	循環型社会推進課
	北海道自然環境等保全条例	道自然環境保全地域、環境緑地保護地区、記念保護樹木等を指定するほか、特定の開発行為を規制し、もって道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	S49.4.1 (R2.3.31)	自然環境課 環境政策課
	北海道立自然公園条例	道立自然公園のすぐれた自然の保護と適正な利用の推進を図る。	S33.4.1 (R1.10.16)	自然環境課
北海道知床世界自然遺産条例	知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関し、基本理念を定め、道の責務や関係団体、道民、事業者等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、関連する施策を総合的かつ計画的に推進し、知床世界自然遺産の将来の世代への継承を図ることを目的とする。	H28.4.1	自然環境課	
野生動物等の適正な管理	北海道生物の多様性の保全等に関する条例	生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、基本原則を定め、並びに道、事業者、道民等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項、生物の多様性に関する事業及び規制その他必要な事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然とが共生する豊かな環境の実現を図り、現在及び将来の世代の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	H25.4.1一部施行 (H25.7.1全部施行) (H27.5.29)	自然環境課
	北海道動物の愛護及び管理に関する条例	近年、ペットに関する迷惑行為や飼養の中途放棄、野生化による生態系のかく乱などの問題が発生していることから、動物愛護精神の高揚と動物の適正な飼養の推進を図る。	H13.10.1 (R2.3.31)	自然環境課
	北海道エゾシカ対策推進条例	エゾシカ対策に関し、基本理念を定め、並びに道の責務及び道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項、生物の多様性に影響を与える鉛弾の所持に関する規制その他必要な事項を定めることにより、エゾシカ対策を総合的かつ計画的に推進し、もって人とエゾシカとの適切な関係を築き、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	H26.4.1一部施行 (H26.10.1全部施行) (H27.5.29)	野生動物対策課
環境負荷を最小限に抑えた持続可能な社会の構成				
地球温暖化対策の推進と環境に配慮する人づくり	北海道地球温暖化防止対策条例	本道における地球温暖化対策に関し、道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本的な事項を定めることにより、地球温暖化対策の更なる推進を図り、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保及び人類の福祉に寄与する。	H21.3.31 (H26.3.28)	気候変動対策課
循環型社会の形成	北海道循環型社会形成の推進に関する条例	循環型社会の形成に関し、道等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項及び産業廃棄物の処理に関する規制その他必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成及び生活環境の保全を図り、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	H20.10.14 (H31.3.15)	循環型社会推進課
	北海道循環資源利用促進税条例	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、循環資源利用促進税を課する。	H18.10.1 (R3.7.14)	総務部 財政局 税務課
	北海道循環資源利用促進税基金条例	循環資源利用促進税を積み立て、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てるための基金として、北海道循環資源利用促進税基金を設置する。	H18.10.1	循環型社会推進課
	北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例	道民、事業者、土地占有者等、市町村及び道が一体となって空き缶等の散乱を防止することにより、本道の美観の保持及び資源の循環的な利用を推進するとともに、公共の場所における喫煙を制限し、もって快適な生活環境の確保に寄与する。	H15.12.1 (H21.3.31)	循環型社会推進課

施策	条例の名称	制定の趣旨	施行年月日 (最終改正)	所管課
道民生活の安全の確保と安心の向上				
交通事故のないまちづくり	北海道交通安全基本条例	本道の交通事故死者数は大変厳しい状況が続いており、人命の尊重を基本として、道民一人ひとりがそれぞれの責務を自主的かつ積極的に果たしていくことにより、交通事故に対する不安のない安全な生活を確保する。	H11.1.1 (H21.3.31)	道民生活課
	北海道飲酒運転の根絶に関する条例	飲酒運転を伴う死亡事故が後を絶たないことから、飲酒運転根絶に関する施策を総合的に推進することにより、道民一人ひとりが「しない、させない、許さない」という規範意識を持って飲酒運転を防止するとともに、事業者、家庭、学校、地域住民、行政等が連携協力し、飲酒運転のない、安全で安心な社会を実現する。	H27.12.1	道民生活課
	北海道暴走族の根絶等に関する条例	暴走族の根絶及び暴走行為の防止について、道、道民、保護者等の責務を明らかにするとともに、危険な運転等を規制することにより、暴走族の根絶等に関する施策の総合的な推進を図り、もって道民生活の安全と平穏を確保する。	H15.8.8 (H21.3.31)	道民生活課
安全で安心な地域づくり	北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例	道民一人ひとりがしっかりと防犯意識を持ち、行政機関、事業者及び関係団体と協働し、基本的な人権を侵害しないよう配慮しながら、犯罪の防止のための自主的な活動に取り組むとともに、地域の生活環境を犯罪が発生しにくいものへと改善していくことが重要である。この北海道が、道民にとっても、この地を訪れる人にとっても、犯罪のない安全で安心な地域となるようたゆまぬ努力を傾けることを決意し、道民の総意としてこの条例を制定する。	H17.4.1 (H21.3.31)	道民生活課
	北海道暴力団の排除の推進に関する条例	北海道における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、及び道、道民、事業者等の責務を明らかにするとともに、道及び事業者が講ずべき措置、暴力団事務所に係る措置その他必要な事項を定めることにより、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の法令と相まって暴力団の排除を推進し、もって道民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。	H23.4.1 (H29.7.1)	道民生活課 道警捜査第四課
	北海道犯罪被害者等支援条例	犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに道、道民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現に寄与することを目的とする。	H30.4.1	道民生活課
消費生活の安定と向上の推進	北海道消費生活条例	道民の消費生活に関し、道、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、必要な施策を実施し、道民の消費生活の安定及び向上を図る。	H11.10.15 (H28.3.31)	消費者安全課
アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上	北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例	道内に居住するアイヌの子弟で大学教育を受ける能力をもちながら、経済的理由により当該教育を受けることが困難な者に対し、その修学に必要な資金及び入学に際し必要な資金を貸付し、アイヌの子弟の教育の振興に資することを目的とする。	S57.10.1 (R2.4.1)	アイヌ政策課
協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築				
市民活動の促進	北海道市民活動促進条例	市民活動の取組は、地域の活性化に大きな役割が期待されていることから、市民活動の一層の促進を図り、地域に暮らす一人ひとりの取組によって支えられる多様で豊かな地域社会からなる自律した北海道をめざす。	H13.3.30 (H21.3.31)	道民生活課
	北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例	個人道民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を指定するための基準や手続等を定めた条例に基づき、基準を満たすNPO法人を条例指定することにより、NPO法人への寄附の促進を図る。	H25.12.20 (R3.3.31)	道民生活課
北海道の未来を拓く人材の育成				
青少年の健全な育成	北海道青少年健全育成条例	青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、道、保護者等の責務等を明らかにし、道の施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的な推進を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、その福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年が健全に育成される社会の実現に資する。	S30.6.1 (R1.10.16)	道民生活課
女性が活躍できる社会づくり				
男女平等参画社会の実現	北海道男女平等参画推進条例	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は緊要な課題であることから、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女平等参画社会を実現する。	H13.4.1 (H21.3.31)	道民生活課
ふるさとの歴史・文化の発信と継承				
アイヌ文化の振興	北海道立アイヌ総合センター条例	北海道立アイヌ総合センターを設置し、アイヌ民族の歴史に対する認識を深めるとともに、アイヌ文化の伝承及び保存の促進を図る。	H3.11.14 (H18.4.1)	アイヌ政策課
北海道独自の歴史・文化の発信と継承	北海道みんなの日条例	北海道のこれまでの歴史や風土、文化について理解と関心を深め、北海道の価値を改めて認識し、道民であることを誇りに思う心を育むことにより、道民が一体となってより豊かな北海道を築いていくことを期すとともに、道外において、北海道の価値が広く認識される契機とするため、7月17日を「北海道みんなの日（愛称：道みんの日）」とする。	H29.3.31	道民生活課

施策	条例の名称	制定の趣旨	施行年月日 (最終改正)	所管課
独自の歴史・文化の発信と継承、芸術文化の振興	北海道文化振興条例	北海道の鮮やかな四季と雄大な自然の下で、先人たちの遺（のこ）した文化を大切に守り育て、新しい地域文化を創造するとともに、これらの文化の恵沢をすべての人が享受することのできる生活文化圏をここ北海道の地に築いていくことを目指す。	H6. 6. 1 (H24. 3. 31)	文化振興課
	北海道立総合博物館条例	北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を総合的に収集し、保管し、展示し、並びにこれらに関する調査研究及びその成果の普及を行うことにより、道民の教養の向上及び文化の発展に寄与するため、北海道立総合博物館を設置する。	H27. 4. 1 (R2. 4. 1)	文化振興課
世界に飛躍するスポーツ王国北海道の実現				
地域スポーツ活動の推進と環境の充実	北海道スポーツ推進条例	スポーツの推進に関し、基本理念を定め、及び道の責務等を明らかにするとともに、道のスポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の心身の健康の保持増進を図り、併せて地域の特性を生かした魅力ある持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。	R4. 3. 31	スポーツ振興課

## (2) 環境生活施策の推進に係る主な個別計画一覧

平成10年4月以降にスタートした環境生活の各分野における基本方向を示す個別計画を掲載しています。

施策	計画の名称	策定年月 (一部改正)	計画期間 (年度)	所管課
豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承				
自然環境及び生活環境の保全	北海道環境基本計画 [第3次計画]	R3. 3	R3年度から概ね10年	環境政策課
	北海道水道行政推進要綱	H11. 5 (R3. 4)	—	環境政策課
	北海道水道ビジョン	H23. 3	H23～R12	環境政策課
	水道整備基本構想 (北海道水道ビジョン 地域編)	H25. 3	H25～R12	環境政策課
	北海道の化学物質問題に関する取組方針	H20. 3	—	循環型社会推進課
	北海道湖沼環境保全基本指針	H元. 10	—	循環型社会推進課
	北海道の水道水源保全に関する基本方針	H10. 3	—	循環型社会推進課
	知床世界自然遺産地域管理計画	H21. 12	—	自然環境課
	第3期知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画	H30. 3	H30～R4	自然環境課
	北海道湿原保全マスタープラン	H6. 6	—	自然環境課
野生動物等の適正な管理	北海道生物多様性保全計画	H22. 7 (H27. 9)	概ね10年	自然環境課
	第13次北海道鳥獣保護管理事業計画	R4. 3	R4～R8	野生動物対策課
	北海道ヒグマ管理計画 (第2期)	R4. 3	R4～R8	野生動物対策課
	北海道アザラシ管理計画 (第3期)	R4. 3	R4～R8	野生動物対策課
	北海道野生動物保護管理指針	H8. 10	—	野生動物対策課
	北海道希少野生動植物種保護基本方針	H26. 1	—	自然環境課
	北海道外来種対策基本方針	H26. 3	—	自然環境課
	北海道アライグマ対策基本方針	H15. 3 (H21. 2)	—	野生動物対策課
	北海道アライグマ防除実施計画	H18. 4 (H28. 4)	R3～R12	野生動物対策課
	北海道セイヨウオオマルハナバチ防除実施計画	H19. 5 (H23. 1)	R3～R12	自然環境課
	北海道動物愛護管理推進計画 (第2次)	H30. 3	概ね10年間	自然環境課
	北海道エゾシカ管理計画 (第6期)	R4. 3	R4～R8	野生動物対策課
環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築				
地球温暖化対策の推進と環境に配慮する人づくり	北海道環境教育等行動計画	H26. 3	概ね10年間	環境政策課
	北海道環境の村基本計画	H15. 4 (H26. 3)	—	環境政策課
	北海道地球温暖化対策推進計画	R3. 3	R3～R12	気候変動対策課
	第5期道の事務・事業に関する実行計画	R3. 3	R3～R12	気候変動対策課
	北海道水素社会実現戦略ビジョン	H28. 1 (R2. 3)	H28～R22頃	ゼロカーボン戦略課
	北海道気候変動適応計画	R2. 3	概ね5年間	気候変動対策課
循環型社会の形成	北海道循環型社会形成推進基本計画 (第2次)	R2. 3	概ね10年間	循環型社会推進課
	北海道廃棄物処理計画 (第5次)	R2. 3	R2～R6	循環型社会推進課
	北海道分別収集促進計画 (第9期)	R1. 10	R2～R6	循環型社会推進課
	エコランド北海道21プラン	H12. 6	—	循環型社会推進課
	北海道海岸漂着物対策推進計画 (第3次)	R3. 3	R3～R7	循環型社会推進課
	北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	H15. 8 (H29. 3)	H15～R8	循環型社会推進課
	北海道バイオマス活用推進計画 (H26. 3まで農政部所管)	H25. 12	H25～R4	ゼロカーボン戦略課

施策	計画の名称	策定年月 (一部改正)	計画期間 (年度)	所管課
道民生活の安全の確保と安心の向上				
交通事故のないまちづくり	第11次北海道交通安全計画	R3.7	R3~R7	道民生活課
	北海道暴走族の根絶等に関する施策の総合的な推進を図るための基本方針	H16.1	—	道民生活課
	北海道飲酒運転の根絶等に関する条例に基づく基本方針	H28.6	—	道民生活課
安全で安心な地域づくり	北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり指針	H17.10 (H27.4)	—	道民生活課
	北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進方策	H18.3 (R3.2)	—	道民生活課
	第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画	R3.3	R3~R7	道民生活課
	北海道再犯防止推進計画	R3.3	R3~R7	道民生活課
消費生活の安定と向上の推進	第3次北海道消費生活基本計画	R2.3	R2~R6	消費者安全課
人権が尊重される社会の実現	北海道人権施策推進基本方針	R3.7	—	道民生活課
アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上	北海道アイヌ政策推進方策	R3.3	R3~R7	アイヌ政策課
協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築				
市民活動の促進	NPOへの業務委託推進方針	H15.11 (R元.7)	—	道民生活課
北海道の未来を拓く人材の育成				
青少年の健全な育成	第2次北海道青少年健全育成基本計画	R2.3	R2~R6	道民生活課
女性が活躍できる社会づくり				
男女平等参画社会の実現	第3次北海道男女平等参画基本計画	H30.3	H30~R9	道民生活課
	第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画	H31.3	H31~R5	道民生活課
ふるさとの歴史・文化の発信と継承				
アイヌ文化の振興	北海道アイヌ政策推進方策	H3.3	R3~R7	アイヌ政策課
独自の歴史・文化の発信と継承、地域における文化・芸術文化の発信と継承	北海道文化振興指針	H6.8	—	文化振興課
世界に飛躍するスポーツ王国北海道の実現				
地域スポーツ活動の推進と環境の充実、世界の舞台で活躍するトップアスリートの育成	第2期北海道スポーツ推進計画	H30.3	H30~R4	スポーツ振興課





令和4年度（2022年度）  
環境生活行政の施策概要

令和4年（2022年）4月発行

発行 北海道環境生活部

編集 北海道環境生活部総務課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL（代表）011-231-4111（内線 24-103）

（直通）011-204-5183

FAX 011-232-4107